

別表第二十八 道路事業に係る標準手法（現行）

標準項目	標準手法
環境要素 の区分 窒素酸化 物 影響要因 の区分 自動車の 走行	調査の手法 一 調査すべき情報 1 二酸化窒素の濃度の状況 2 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報 （次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 1 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法 2 風の状況 気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第一号）第一条の二の表第一号トに規定する風の観測の方法（気象庁が観測した場合に限る。）又は同規則第一号の三の表第六号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法 三 調査地域 二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて調査地域における二酸化窒素に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 春夏秋冬ごとにそれぞれ一週間 一 調査すべき情報 1 浮遊粒子状物質の濃度の状況 2 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報 （次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収
浮遊粒子 状物質 自動車の 走行	予測の手法 一 予測の基本的な手法 大気の拡散式（ブルーム式及びパフ式）に基づく理論計算 二 予測地域 調査地域のうち、浮遊粒子状物質の拡散の特性

粉じん等 建設機械 の稼働	集並びに当該情報の整理及び解析 1 浮遊粒子状物質の濃度の状況 大気の汚染に係る環境基準に規定する浮遊粒子状物質の測定の方法 2 風の状況 気象業務法施行規則第一条の二の表第一号トに規定する風の観測の方法（気象庁が観測した場合に限る。）又は同規則第一号の三の表第六号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法 三 調査地域 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 春夏秋冬ごとにそれぞれ一週間
粉じん等 建設機械 の稼働	一 調査すべき情報 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 春夏秋冬ごとにそれぞれ一週間
粉じん等 建設機械 の稼働	一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 建設機械の稼働による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期



振動	建設機械の稼働	<p>音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>四 予測対象時期等</p> <p>計画交通量の発生が見込まれる時期</p>
<p>一 調査すべき情報</p> <p>地盤の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報</p> <p>（昭和五十一年総理府令第五十八号）別表第二備考四及び七に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p>	<p>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>1 振動の状況</p> <p>2 地盤の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報</p> <p>（昭和五十一年総理府令第五十八号）別表第二備考四及び七に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>振動レベルの八〇パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算</p> <p>二 予測地域</p> <p>調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点</p>

土砂による水の濁り	<p>切土工又は既存工物の撤去等、工事施工ヤ</p>	<p>自動車走行</p> <p>一 調査すべき情報</p> <p>1 振動の状況</p> <p>2 地盤の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報</p> <p>（振動の状況については、振動規制法施行規則別表第二備考四及び七に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>五 調査期間等</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p>	<p>振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p> <p>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による振動に係る環境影響が最大となる時期</p>
<p>3 気象の状況</p> <p>2 土質の状況</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>1 濁度又は浮遊物質量及びその調査時における流量の状況</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>1 濁度又は浮遊物質量及びその調査時における流量の状況</p> <p>2 気象の状況</p> <p>3 土質の状況</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>調査地域のうち、流域の特性及び水の濁りの変</p>

<p>重要な地形及び地質</p>	<p>工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置</p>	<p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（浮遊物質量については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて土砂による水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における土砂による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p>	<p>一 調査すべき情報 1 地形及び地質の概況 2 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>四 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p>
<p>重要な地形及び地質</p>	<p>工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置</p>	<p>一 調査の基本的な手法 1 地形及び地質の概況 2 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>四 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p>	<p>一 予測の基本的な手法 重要な地形及び地質について、分布又は成立環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等 地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>

<p>重要な種及び注目すべき生息地</p>	<p>工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置</p>	<p>一 調査すべき情報 1 脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況 2 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息地の状況及び生息環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>四 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>五 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p>	<p>一 予測の基本的な手法 動物の重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>	<p>日照障害</p>	<p>道路の存在（嵩上式）</p>	<p>一 調査すべき情報 1 土地利用の状況 2 地形の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理</p> <p>三 調査地域 土地利用及び地形の特性を踏まえて日照障害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査期間等 土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握できる時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 等時間の日影線を描いた日影図の作成</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、土地利用及び地形の特性を踏まえて日照障害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 土地利用及び地形の特性を踏まえて予測地域における日照障害に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 道路（嵩上式）の設置が完了する時期</p>
-----------------------	------------------------------	--	---	-------------	-------------------	--	--

重要な種及び群落	工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置	<p>情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>一 調査すべき情報 1 種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況 2 植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況 二 調査の基本的な手法 三 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 四 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域 五 調査地点 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 植物の重要な種及び群落について、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 二 予測対象時期等 調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を受けると認められる地域 三 予測対象時期等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期</p>
地域を特徴づける生態系	工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置	<p>一 調査すべき情報 1 動植物その他の自然環境に係る概況 2 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 二 調査の基本的な手法 三 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 四 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域 五 調査地点 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p>	<p>一 予測の基本的な手法 注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 二 予測対象時期等 調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けると認められる地域 三 予測対象時期等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等</p>

主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	道路の存在(地表式又は掘割式)及び道路の存在(嵩上式)	<p>動植物その他の自然環境の特性及び注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>一 調査すべき情報 1 主要な眺望点の状況 2 景観資源の状況 3 主要な眺望景観の状況 二 調査の基本的な手法 三 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 四 調査地域 主要な眺望点の状況、景観資源の状況及び主要な眺望景観の状況を適切に把握できる地域 五 調査地点 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p>	<p>一 予測の基本的な手法 主要な眺望点及び景観資源についての分布の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析並びに主要な眺望景観についての完成予想図、フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現方法 二 予測地域 調査地域のうち、景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けると認められる地域 三 予測対象時期等 景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	道路の存在(地表式又は掘割式)及び道路の存在(嵩上式)	<p>一 調査すべき情報 1 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 2 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 二 調査の基本的な手法 三 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 四 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域 五 調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然と</p>	<p>一 予測の基本的な手法 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境</p>

建設工事に伴う副産物	切土工又は既存工作物の撤去等		<p>の触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>
備考		<p>一 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>二 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。</p> <p>三 この表において「工事施工ヤード」とは、工事中の作業に必要な区域として設置される区域をいう。</p> <p>四 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。</p> <p>五 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。</p> <p>六 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。</p> <p>七 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。</p> <p>八 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p> <p>九 この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。</p>	<p>影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期</p> <p>一 予測の基本的な手法</p> <p>建設工事に伴う副産物の種類ごとの発生の状況の把握</p> <p>二 予測地域</p> <p>対象事業実施区域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>工事期間</p>

別表第二十九 大規模林道事業に係る標準手法（現行）

標準項目	標準手法	
	調査の手法	予測の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
土砂による水の濁り	切土工等	別表第二八中土砂による水の濁りの部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
重要な地形及び地質	林道の存在	別表第二八中重要な地形及び地質の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
重要な種及び注目すべき生息地	建設機械の稼働等 林道の存在及び自動車走行	別表第二八中重要な種及び注目すべき生息地の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
重要な種及び群落	林道の存在	別表第二八中重要な種及び群落の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
地域を特徴づける生態系	林道の存在	別表第二八中地域を特徴づける生態系の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	林道の存在	別表第二八中主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
主要な人と自然との触れ合いの活動	林道の存在	別表第二八中主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。

備考
<p>この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。</p> <p>二 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。</p> <p>三 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。</p> <p>四 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。</p> <p>五 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p>

別表第三十 ダム事業に係る標準手法（現行）

標準項目	標準手法	
	調査の手法	予測の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
粉じん等	建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車	別表第二八中粉じん等の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
騒音	建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車	別表第二八中騒音の部建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車
振動	建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車	別表第二八中振動の部建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車
土砂による水の濁り	ダムの堤体の工事、原石の採取の工事、施工設備及び工事用道路の設置の工事並びに道路の付替の工事	別表第二八中土砂による水の濁りの部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
ダムの供用及び貯水池の存続	一 調査すべき情報 濁度又は浮遊物質量及びその調査時における流量の状況	一 予測の基本的な手法 浮遊物質の物質の収支に関する計算又は事例の

調査地点	在	在
水溫	ダムの供用及び貯水池の存在	
一 調査すべき情報	一 調査すべき情報 1 水溫及びその調査時における流量の状況 2 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 流域の特性及び水溫の変化の特性を踏まえて水溫に係る環境影響を受けるおそれがある地域で当該地域の水溫の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域	二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（浮遊物質量については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて土砂による水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域で当該地域の土砂による水の濁りの予測及び評価に必要な情報を把握できる地域 四 調査地点 流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における土砂による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における土砂による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点
二 予測の基本的な手法	引用若しくは解析 調査地域のうち、流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて土砂による水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域	一 予測の基本的な手法 熱の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析 二 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水溫の変化の特性を踏まえて水溫に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測地点 流域の特性及び水溫の



富栄養化	ダム及び貯水池の存在	<p>流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて調査地域における水温に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>変化の特性を踏まえて予測地域における水温に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p> <p>対象事業の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>
		<p>一 調査すべき情報</p> <p>1 富栄養化に係る事項及びその調査時ににおける流量の状況</p> <p>2 気象の状況</p> <p>3 水温の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（富栄養化に係る事項のうち、水質汚濁に係る環境基準のあるものの状況については、当該環境基準に規定する測定の方法を用いたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の富栄養化の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>統計的手法、富栄養化に係る物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>調査地域のうち、流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて予測地域における富栄養化に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p> <p>対象事業の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>

溶解酸素量	ダム及び貯水池の存在	<p>一 調査すべき情報</p> <p>1 溶解酸素量の状況</p> <p>2 水温の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（溶解酸素量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する溶解酸素量の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>流域の特性及び溶解酸素量の変化の特性を踏まえて溶解酸素量に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の溶解酸素量の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>流域の特性及び溶解酸素量の変化の特性を踏まえて調査地域における溶解酸素量に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>流域の特性及び溶解酸素量の変化の特性を踏まえて調査地域における溶解酸素量に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>溶解酸素の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>調査地域のうち、流域の特性及び溶解酸素量の変化の特性を踏まえて溶解酸素量に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>流域の特性及び溶解酸素量の変化の特性を踏まえて予測地域における溶解酸素量に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p> <p>対象事業の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>
水素イオン濃度	ダムの堤体の工事	<p>一 調査すべき情報</p> <p>水素イオン濃度及びその調査時における流量の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（水素イオン濃度の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する水素イオン濃度の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>ダムの堤体の工事実施区域及びその周辺の区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>調査地域のうち、流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて予測地域における水素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて予測地域における水素イオン濃度に係る</p>

重要な地形及び地質	ダムの堤体の存在、原石山の跡地の存在、道路の存在並びにダムの供用及び貯水池の存在	性を踏まえて調査地域における水素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて調査地域における水素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期 別表第二八中重要な地形及び地質の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	一 調査すべき情報 1 脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況 2 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 1 水生動物については、対象事業実施区域及びその周辺の区域並びに対象事業実施区域の下の流域の地域で、対象事業の供用によってその生息環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 2 水生動物以外の動物については、対象事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な	重要な種及び注目すべき生息地
環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 [工事による水素イオン濃度に係る環境影響が最大となる時期	一 予測の基本的な手法 重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期		四 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な	

重要な種及び群落	ダムの堤体の存在、原石山の跡地の存在、道路の存在並びにダムの供用及び貯水池の存在	情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 五 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯 一 調査すべき情報 1 種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況 2 植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 1 水生植物については、対象事業実施区域及びその周辺の区域並びに対象事業実施区域の下の流域の地域で、対象事業の供用によってその生育環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 2 水生植物以外の植物については、対象事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 五 調査期間等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一 予測の基本的な手法 重要な種及び群落について、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を的確に把握できる時期	地域を特徴づける生態系
一 予測の基本的な手法 重要な種及び群落について、分布又は生育環境の改変の程度(土砂の移動に関する計算又は事		一 調査すべき情報 1 動植物その他の自然環境に係る概況 2 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 二 調査の基本的な手法	一 調査すべき情報 1 調査すべき情報 2 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 二 調査の基本的な手法	ダム、堤体の存在、原石山の跡地の存在、道路の存在

<p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場</p>	<p>主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観</p>	<p>路の存在並びにダム及び貯水池の存在</p>
<p>ダム、原石山の跡地の存在、道路の存在並びにダムの供用の存在</p>	<p>ダム、原石山の跡地の存在、道路の存在並びにダムの供用の存在</p>	<p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>1 水生動植物については、対象事業実施区域及びその周辺の区域並びに対象事業実施区域の支流の区域で、対象事業の供用によってその生息環境又は生育環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>2 水生動植物以外の動植物については、対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>五 調査期間等</p> <p>動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>
<p>別表第二八中主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。</p>	<p>別表第二八中主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。</p>	<p>例の引用若しくは解析により把握された貯水池内の河床の変化の程度及び事例の引用又は解析により把握されたダムの下流の河床の変化の程度を含む。)を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>二 予測対象地域</p> <p>調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>

<p>備考</p> <p>一 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>二 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。</p> <p>三 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。</p> <p>四 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。</p> <p>五 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。</p> <p>六 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。</p> <p>七 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p>	<p>建設工事に伴う副産物</p> <p>ダム、原石山の採取の工事、施工設備及び工事用道路の設置並びに道路の付替の工事</p> <p>及び貯水池の存在</p> <p>別表第二八中建設工事に伴う副産物の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。</p>
--	---

別表第三十一 堰事業に係る標準手法（現行）

標準項目		標準手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
粉じん等	建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車	別表第二八中粉じん等の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	
騒音	建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車	別表第二八中騒音の部建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車	
振動	建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車	別表第二八中振動の部建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車	
土砂による水の濁り	堰本体の工事、護岸の工事及び掘削の工事	別表第二八中土砂による水の濁りの部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	
富栄養化	堰の供用及び湛水区域の存在	別表第三〇中富栄養化の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	
溶存酸素量	堰の供用及び湛水区域の存在	別表第三〇中溶存酸素量の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	
水底の泥土及び湛水	堰の供用及び湛水	一 調査すべき情報 1 水底の泥土及びその調査時の流量	一 予測の基本的な手法 堆積物の移動に関する

地下水の水位	堰の供用及び湛水区域の存在	<p>二 濁度又は浮遊物質量の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>流域の特性及び水底の泥土の変化の特性を踏まえて調査地域における水底の泥土に係るおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の水底の泥土の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>流域の特性及び水底の泥土の変化の特性を踏まえて調査地域における水底の泥土に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>流域の特性及び水底の泥土の変化の特性を踏まえて調査地域における水底の泥土に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>区域の存在</p> <p>二 濁度又は浮遊物質量の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>流域の特性及び水底の泥土の変化の特性を踏まえて調査地域における水底の泥土に係るおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の水底の泥土の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>流域の特性及び水底の泥土の変化の特性を踏まえて調査地域における水底の泥土に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p>
		<p>一 調査すべき情報</p> <p>1 地下水の水位の状況</p> <p>2 地質の状況</p> <p>3 河川の水位の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>地質の特性を踏まえて地下水の水位に係る環境影響をおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>地質の特性を踏まえて調査地域における地下水の水位に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p>	<p>解析又は事例の引用若しくは解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>調査地域のうち、流域の特性及び水底の泥土の変化の特性を踏まえて水底の泥土に係る環境影響をおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>流域の特性及び水底の泥土の変化の特性を踏まえて予測地域における水底の泥土に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p> <p>堰の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>
		<p>一 調査すべき情報</p> <p>1 地下水の水位の状況</p> <p>2 地質の状況</p> <p>3 河川の水位の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>地質の特性を踏まえて地下水の水位に係る環境影響をおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>地質の特性を踏まえて調査地域における地下水の水位に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>地下水の水利に関する解析又は事例の引用若しくは解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水の水位に係る環境影響をおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>地質の特性を踏まえて予測地域における地下水の水位に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p> <p>堰の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>

重要な地形及び地質	堰及び護岸の存在並びに堰の供用及び湛水区域の存在	別表第二八中重要な地形及び地質の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	地下水の水位に係る環境影響が定常状態になる時期
重要な種及び注目すべき生息地	堰及び護岸の存在並びに堰の供用及び湛水区域の存在	別表第三〇中重要な種及び注目すべき生息地の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	別表第三〇中重要な種及び群落の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
地域を特徴づける生態系	堰及び護岸の存在並びに堰の供用及び湛水区域の存在	<p>一 調査すべき情報</p> <p>1 動植物その他の自然環境に係る概況</p> <p>2 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>1 水生動植物については、対象事業実施区域及びその周辺の区域並びに対象事業実施区域の下游の地域で、対象事業の供用によってその生息環境又は生育環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>2 水生動植物以外の動植物については、対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>動植物その他の自然環境の特性及び注目種</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に</p>

主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望	堰及び護岸の存在並びに堰の供用及び湛水区域の存在	<p>別表第二八中主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。</p>	<p>等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>五 調査期間等</p> <p>動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>把握できる時期</p>
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	堰及び護岸の存在並びに堰の供用及び湛水区域の存在	<p>別表第二八中主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。</p>	<p>把握できる時期</p>
建設工事に伴う副産物	堰本体の工事、護岸の工事及び掘削	<p>別表第二八中建設工事に伴う副産物の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。</p>	<p>把握できる時期</p>
備考		<p>一 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>二 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。</p> <p>三 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。</p> <p>四 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。</p> <p>五 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。</p> <p>六 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。</p>	<p>把握できる時期</p>

七 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

別表第三十二 放水路事業に係る標準手法（現行）

標準項目	標準手法	
	調査の手法	予測の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
粉じん等	建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第二八中粉じん等の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
騒音	建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第二八中騒音の部建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
振動	建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第二八中振動の部建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
土砂による水の濁り	洪水を分流させる施設の工事、掘削の工事及び堤防の工事	別表第二八中土砂による水の濁りの部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
放水路の存在及び供用	一 調査すべき情報 1 濁度又は浮遊物質量及びその調査時ににおける流量の状況 2 気象の状況 3 放流先の水域の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（浮遊物質量の状況については、水質汚濁に	一 予測の基本的な手法 浮遊物質の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析 二 予測地域 調査地域のうち、流入元の河川及び流出先の水質の特性並びに土砂によ

地下水の塩素イオン濃度	放水路の存在及び供用	<p>係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 流入元の河川及び流出先の水域の特性並びに土砂による水の濁りの変化の特性を受け、土砂による水の濁りに係る環境影響を受け、おそれがある地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の土砂による水の濁りの予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>四 調査地点 流入元の河川及び流出先の水域の特性並びに土砂による水の濁りの変化の特性を受け、土砂による水の濁りに係る環境影響を受け、おそれがある地域</p> <p>五 調査期間等 流入元の河川及び流出先の水域の特性並びに土砂による水の濁りの変化の特性を受け、土砂による水の濁りに係る環境影響を受け、おそれがある地域</p>	<p>一 調査すべき情報 1 地下水の塩素イオン濃度の状況 2 地下水の水位の状況 3 地質の状況 4 地下水の利用の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 地質の特性を踏まえて地下水の塩素イオン濃度に係る環境影響を受け、おそれがある地域</p> <p>四 調査地点 地質の特性を踏まえて調査地域における地下水の塩素イオン濃度に係る環境影響を受け、おそれがある地域</p>	<p>一 予測の基本的な手法 塩素イオンの物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水の塩素イオン濃度に係る環境影響を受け、おそれがある地域</p> <p>三 予測地点 地質の特性を踏まえて予測地域における地下水の塩素イオン濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点</p>
-------------	------------	--	---	--

地下水の 水位	放水路の 存在及び 供用	一 調査すべき情報 1 地下水の水位の状況 2 地下水の水位の低下による地盤沈下の状況 3 地質の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 地質の特性を踏まえて地下水の水位の低下	一 調査すべき情報 1 地下水の水位の低下による地盤沈下の状況 2 地下水の水位の状況 3 地質の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 地質の特性を踏まえて地下水の水位の低下	一 予測の基本的な手法 地下水の水位に関する解析又は事例の引用若しくは解析 二 予測地域 調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水の水位に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 地質の特性を踏まえて予測地域における地下水の水位に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 放水路が供用されて地下水の水位に係る環境影響が定常状態になる時期	四 予測対象時期等 放水路が供用されて地下水の塩素イオン濃度に係る環境影響が定常状態になる時期
重要な地形及び地質	放水路の存在及び供用	別表第二八中重要な地形及び地質の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	別表第二八中重要な地形及び地質の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	一 予測の基本的な手法 地下水の水位に関する解析又は地盤の圧密に関する解析若しくは事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を受	

重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び群落の存在及び供用	別表第三〇中重要な種及び注目すべき生息地の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	別表第三〇中重要な種及び群落の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	一 予測の基本的な手法 地下水の水位に関する解析又は事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を受	
地域を特徴づける生態系	放水路の存在及び供用	別表第三一中地域を特徴づける生態系の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	別表第三一中地域を特徴づける生態系の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	一 予測の基本的な手法 地下水の水位に関する解析又は事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を受	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望	放水路の存在及び供用	別表第三二中主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	別表第三二中主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	一 予測の基本的な手法 地下水の水位に関する解析又は事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を受	
景観	放水路の存在及び供用	別表第三三中主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	別表第三三中主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	一 予測の基本的な手法 地下水の水位に関する解析又は事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を受	
建設工事に伴う副産物	洪水を分流させる工事、掘削の工事及び堤防の	別表第三四中建設工事に伴う副産物の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	別表第三四中建設工事に伴う副産物の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	一 予測の基本的な手法 地下水の水位に関する解析又は事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を受	



- 一 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 二 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 三 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 四 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。
- 五 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 六 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 七 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

別表第三十三 鉄道及び軌道事業に係る標準手法（現行）

環境要素の区分	標準項目	標準手法
	粉じん等	影響要因の区分

  

騒音	建設機械及び機械の運搬に用いる車両の走行（地上式）	両の運行	別表第二八中騒音の部建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の走行（地下式）
別表第二八中騒音の部建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の走行（地下式）	別表第二八中騒音の部建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の走行（地上式）	別表第二八中騒音の部建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の走行（地上式）	別表第二八中騒音の部建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の走行（地下式）

重要な地形及び地質	土砂による水の濁り	切土工又は既存工物の撤去等	別表第二八中重要な地形及び地質の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
別表第二八中重要な地形及び地質の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	別表第二八中土砂による水の濁りの部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	別表第二八中切土工又は既存工物の撤去等の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	別表第二八中重要な地形及び地質の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。

日照障害	び鉄道施設又は軌道施設の存在(嵩上式)	<p>一 調査すべき情報</p> <p>1 土地利用の状況</p> <p>2 地形の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理</p> <p>三 調査地域</p> <p>土地利用及び地形の特性を踏まえて日照障害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査期間等</p> <p>土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握できる時期</p>
重要な種及び注目すべき生息地	鉄道施設又は軌道施設の存在(地表割式)及び鉄道施設又は軌道施設の存在(嵩上式)	<p>別表第二八中重要な種及び注目すべき生息地の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。</p>
重要な種及び群落	鉄道施設又は軌道施設の存在(地表割式)及び鉄道施設又は軌道施設の存在(嵩上式)	<p>別表第二八中重要な種及び群落の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。</p>

地域を特徴づける生態系	割式)及び鉄道施設又は軌道施設の存在(嵩上式)	<p>別表第二八中地域を特徴づける生態系の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。</p>
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	鉄道施設又は軌道施設の存在(嵩上式)	<p>別表第二八中主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。</p>
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	鉄道施設又は軌道施設の存在(嵩上式)	<p>別表第二八中主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。</p>
建設工事	切土工又は(嵩上式)	<p>別表第二八中建設工事に伴う副産物の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。</p>

に伴う副 産物 は既存工 作物の撤 去等	<p>備考</p> <p>一 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>二 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。</p> <p>三 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。</p> <p>四 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。</p> <p>五 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。</p> <p>六 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。</p> <p>七 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p> <p>八 この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。</p>
----------------------------------	--

別表第三十四 飛行場事業に係る標準手法（現行）

標準項目	標準手法
<p>環境要素の区分 窒素酸化物</p> <p>影響要因の区分 建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>調査の手法</p> <p>一 調査すべき情報 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>予測の手法</p> <p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 建設機械の稼働又は資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期</p>
<p>航空機の運航及び飛行場の施設の供用</p>	<p>調査の手法</p> <p>一 調査すべき情報 1 二酸化窒素の濃度の状況 2 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 1 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法 2 風の状況 気象業務法施行規則第一条の二の表第一号トに規定する風の観測の方法（気象庁が観測した場合に限る。）又は同規則第一条の三の表第六号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速</p> <p>予測の手法</p> <p>一 予測の基本的な手法 大気の拡散式（ブルーム式及びパフ式）に基づく理論計算 二 予測地域 調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点</p>

標準項目	標準手法
<p>騒音</p> <p>粉じん等</p>	<p>建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>別表第二八中騒音の部建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。</p> <p>別表第二八中粉じん等の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。</p> <p>春夏秋冬ごとにそれぞれ一週間</p>
<p>航空機の運航</p>	<p>の観測の方法</p> <p>三 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 春夏秋冬ごとにそれぞれ一週間</p> <p>四 予測対象時期等 飛行場の施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p> <p>一 調査すべき情報 騒音の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（飛行場及びその施設の設置の事業にあっては騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を、飛行場及びその施設の変更の事業にあっては航空機騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点</p> <p>一 予測の基本的な手法 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行規則（昭和四十九年運輸省令第六号）第一条第一項に規定する算定方法 二 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p>

振動	建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	三 予測対象時期等 飛行場の施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期
水の汚れ	飛行場の施設の供用	一 調査すべき情報 国又は地方公共団体による水質に係る規制等の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理 三 調査地域 汚水を排水する公共用水域 四 調査地点 汚水を排水する地点	一 予測の基本的な手法 原単位法により生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量を計算 二 予測地域 汚水を排水する公共用水域 三 予測地点 汚水を排水する地点 四 予測対象時期等 飛行場の施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期
土砂による水の濁り	切土工、盛土工及び飛行場の施設の設置等	別表第二八中土砂による水の濁りの部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	
重要な地形及び地質	飛行場及びその施設の存在	別表第二八中重要な地形及び地質の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	
重要な種及び注目すべき生	飛行場及びその施設の存在	別表第二八中重要な種及び注目すべき生息地の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	

息地	飛行場及びその施設の存在	別表第二八中重要な種及び群落の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
重要な種及び群落	飛行場及びその施設の存在	別表第二八中重要な種及び群落の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
地域を特徴づける生態系	飛行場及びその施設の存在	別表第二八中地域を特徴づける生態系の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	飛行場及びその施設の存在	別表第二八中主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	飛行場及びその施設の存在	別表第二八中主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
建設工事に伴う副産物の設置等	切土工、盛土工及び飛行場の施設の設置等	別表第二八中建設工事に伴う副産物の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
備考		<p>一 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>二 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。</p> <p>三 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。</p> <p>四 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動物の種又は生物群集をいう。</p> <p>五 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。</p> <p>六 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。</p> <p>七 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p>

別表第三十五 水力発電所事業に係る標準手法（現行）

標準項目	標準手法	
	調査の手法	予測の手法
環境要素の区分 粉じん等	影響要因の区分 建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車	別表第二八中粉じん等の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
騒音	建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車	別表第二八中騒音の部建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車の運行情況の標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
振動	建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車	別表第二八中振動の部建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車の運行情況の標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
水の汚れ	発電施設の使用及び貯水池の存在	<p>一 調査すべき情報</p> <p>1 化学的酸素要求量の状況</p> <p>2 流量の状況</p> <p>3 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（化学的酸素要求量については、水質汚濁に係る環境基準に規定する測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域で当該地域の水の汚れに係る環</p>

土砂による水の濁り	切土工及び発電施設	<p>河水の取水</p> <p>一 調査すべき情報</p> <p>1 生物化学的酸素要求量の状況</p> <p>2 流量の状況</p> <p>3 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（生物化学的酸素要求量については、水質汚濁に係る環境基準に規定する測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて河水の取水により水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を把握できる地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p> <p>発電所の運転が定常状態であり、適切に予測できる時期</p> <p>一 予測の基本的な手法</p> <p>単純混合式を用いた理論計算</p> <p>二 予測地域</p> <p>調査地域のうち、流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p> <p>発電所の運転が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>
別表第二八中土砂による水の濁りの部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。				

り	水温	富栄養化	溶存酸素量	水素イオン濃度
等	発電施設 の供用及 び貯水池 の存在	発電施設 の供用及 び貯水池 の存在	発電施設 の供用及 び貯水池 の存在	切土工及 び発電施 の存在
別表第三〇中土砂による水の濁りの部ダムの供用及び貯水池の存在の項標準 手法の欄に掲げる手法と同じ。	別表第三〇中水温の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	一 調査すべき情報 1 全窒素、全燐の流入量の状況 2 流量の状況 3 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報 の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 流域の特性及び富栄養化の変化の特性を踏 まえて富栄養化に係る環境影響を受けるおそ れがある地域並びに当該地域より上流の地域 で当該地域の富栄養化に係る環境影響を予測 し、及び評価するために必要な地域 四 調査地点 流域の特性及び富栄養化の変化の特性を踏 まえて調査地域における富栄養化に係る環境 影響を予測し、及び評価するために必要な情 報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 流域の特性及び富栄養化の変化の特性を踏 まえて調査地域における富栄養化に係る環境 影響を予測し、及び評価するために必要な情 報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時 期	別表第三〇中溶存酸素量の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	一 調査すべき情報 1 水素イオン濃度の状況
	一 予測の基本的な手法 統計的手法又は事例の 引用若しくは解析 二 予測地域 調査地域のうち、流域 の特性及び富栄養化の変 化の特性を踏まえて富栄 養化に係る環境影響を受 けるおそれがあると認め られる地域 三 予測地点 流域の特性及び富栄 養化の変化の特性を踏ま えて予測地域における富栄 養化に係る環境影響を的 確に把握できる地点 四 予測対象時期等 発電所の運転が定常状 態であり、適切に予測で きる時期	一 予測の基本的な手法 統計的手法又は事例の 引用若しくは解析 二 予測地域 調査地域のうち、流域 の特性及び富栄養化の変 化の特性を踏まえて富栄 養化に係る環境影響を受 けるおそれがあると認め られる地域 三 予測地点 流域の特性及び富栄 養化の変化の特性を踏ま えて予測地域における富栄 養化に係る環境影響を的 確に把握できる地点 四 予測対象時期等 発電所の運転が定常状 態であり、適切に予測で きる時期		一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析

設の設置	地形改変 後の土地 及び施設 の存在、 発電施設 の供用及 び貯水池 の存在並	地形改変 後の土地 及び施設 の存在、 発電施設 の供用及 び貯水池 の存在	重要な地 形及び地 質	重要な種 及び注目 すべき生 息地
等	二 調査の基本的な手法 1 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類及び昆虫 類その他の主な動物に関する動物相の状況 2 魚類その他の主な動物（以下「水生動物 」という。）に関する動物相の状況 3 重要な種及び注目すべき生息地の分布、 生息の状況及び生息環境の状況 二 調査の基本的な手法	二 調査の基本的な手法 1 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類及び昆虫 類その他の主な動物に関する動物相の状況 2 魚類その他の主な動物（以下「水生動物 」という。）に関する動物相の状況 3 重要な種及び注目すべき生息地の分布、 生息の状況及び生息環境の状況 二 調査の基本的な手法	別表第二八中重要な地形及び地質の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	一 調査すべき情報 1 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類及び昆虫 類その他の主な動物に関する動物相の状況 2 魚類その他の主な動物（以下「水生動物 」という。）に関する動物相の状況 3 重要な種及び注目すべき生息地の分布、 生息の状況及び生息環境の状況 二 調査の基本的な手法
	二 予測地域 調査地域のうち、流域 の特性及び水素イオン濃 度の変化の特性を踏まえ て水素イオン濃度に係る 環境影響を受けるおそれ があると認められる地域 三 予測地点 流域の特性及び水素イ オン濃度の変化の特性を 踏まえて予測地域におけ る水素イオン濃度に係る 環境影響を的確に把握で きる地点 四 予測対象時期等 工事による水素イオン 濃度に係る環境影響が最 大となる時期	二 予測地域 調査地域のうち、流域 の特性及び水素イオン濃 度の変化の特性を踏まえ て水素イオン濃度に係る 環境影響を受けるおそれ があると認められる地域 三 予測地点 流域の特性及び水素イ オン濃度の変化の特性を 踏まえて予測地域におけ る水素イオン濃度に係る 環境影響を的確に把握で きる地点 四 予測対象時期等 工事による水素イオン 濃度に係る環境影響が最 大となる時期		一 予測の基本的な手法 重要な種及び注目すべ き生息地について、分布 又は生息環境の改変の程 度を踏まえた事例の引用 又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、動物



<p>重要な種及び群落</p>	<p>地形改変後の土地及び施設 の存在、 発電施設 の供用及 び貯水池 の存在並 びに河水 の取水</p>	<p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>1 対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>2 河水の取水により水生動物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>動物（水生動物を含む。）の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>五 調査期間等</p> <p>動物（水生動物を含む。）の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>（水生動物を含む。）の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p> <p>一 予測の基本的な手法</p> <p>重要な種及び重要な群落について、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び重要な群落に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び重要な群落に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
-----------------	---	---	--

<p>主要な人の触れ合いの活動の場</p>	<p>地形改変後の土地及び施設 の存在、 発電施設 の供用及 び貯水池 の存在</p>	<p>環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>一 調査すべき情報</p> <p>1 動植物その他の自然環境に係る概況</p> <p>2 複数の注目種等の生息、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>1 対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>2 河水の取水により注目種等に係る環境影響が及ぶおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>五 調査期間等</p> <p>動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観</p>	<p>地形改変後の土地及び施設 の存在、 発電施設 の供用及 び貯水池 の存在</p>	<p>別表第二八中主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。</p>	<p>別表第二八中主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。</p>

	び貯水池 の存在並 びに河水 の取水	
建設工事に伴う副産物の設置	切土工及び発電施設の設置	別表第二八中建設工事に伴う副産物の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
備考		
一 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。		
二 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。		
三 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。		
四 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。		
五 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。		
六 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。		
七 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。		

別表第三十六 火力発電所事業に係る標準手法（現行）

標準項目		標準手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
硫黄酸化物	施設の稼働（排出ガス）	<p>一 調査すべき情報</p> <p>1 二酸化硫黄の濃度の状況</p> <p>2 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>1 二酸化硫黄の濃度の状況 大気汚染に係る環境基準に規定する二酸化硫黄の測定の方法</p> <p>2 気象の状況 気象業務法施行規則第一条の二又は第一条の三に基づく技術上の基準による測定の方法</p> <p>三 調査地域</p> <p>硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて硫黄酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における硫黄酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>原則として一年間（第一号2の情報において、高層の気象を調査する場合は、各季節ごとに各一週間）</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>大気の拡散式（ブルーム式及びパフ式）に基づく理論計算</p> <p>二 予測地域</p> <p>調査地域のうち、硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて硫黄酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における硫黄酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p> <p>発電所の運転が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>
窒素酸化物	建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	<p>別表第三四中窒素酸化物の部建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。</p>	
	施設の稼働（排出ガス）	<p>一 調査すべき情報</p> <p>1 二酸化窒素の濃度の状況</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>大気の拡散式（ブルーム式及びパフ式）に基づく理論計算</p>

標準項目		標準手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
窒素酸化物	建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	<p>別表第三四中窒素酸化物の部建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。</p>	
	施設の稼働（排出ガス）	<p>一 調査すべき情報</p> <p>1 二酸化窒素の濃度の状況</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>大気の拡散式（ブルーム式及びパフ式）に基づく理論計算</p>
	資材等の搬出入	<p>一 調査すべき情報</p> <p>気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p>	<p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>1 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の測定の方法</p> <p>2 気象の状況 気象業務法施行規則第一条の二又は第一条の三に基づく技術上の基準による測定の方法</p> <p>三 調査地域</p> <p>窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>原則として一年間（第一号2の情報において、高層の気象を調査する場合は、各季節ごとに各一週間）</p>
	資材等の搬出入	<p>一 調査すべき情報</p> <p>気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p>	<p>二 予測地域</p> <p>調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p>

浮遊粒子状物質	施設稼働(排出ガス)	窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	自動車走行による窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期
石炭粉じん	地形変化後の土地及び施設存在並びに施設稼働(機械等の稼働)	<p>調査すべき情報</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 浮遊粒子状物質の濃度の状況</li> <li>2 気象の状況</li> </ol> <p>調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)(の収集並びに当該情報の整理及び解析)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 浮遊粒子状物質の濃度の状況 大気汚染に係る環境基準に規定する浮遊粒子状物質の測定の方法</li> <li>2 気象の状況 気象業務法施行規則第一条の二又は第一条の三に基づく技術上の基準による測定の方法</li> <li>3 調査地域 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</li> <li>4 調査地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</li> <li>5 調査期間等 原則として一年間(第一号2の情報において、高層の気象を調査する場合は、各季節ごとに各一週間)</li> </ol>	<p>予測の基本的な手法</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 予測の基本的な手法 大気拡散式(ブルーム式及びパフ式)に基づく理論計算</li> <li>2 予測地域 調査地域のうち、浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</li> <li>3 予測地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて予測地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</li> <li>4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態であり、適切に予測できる時期</li> </ol>

粉じん等	建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	<p>又はダストジャーによる測定の方法</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 気象の状況 気象業務法施行規則第一条の二又は第一条の三に基づく技術上の基準による測定の方法</li> <li>3 調査地域 石炭粉じんの拡散の特性を踏まえて石炭粉じんに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</li> <li>4 調査地点 石炭粉じんの拡散の特性を踏まえて調査地域における石炭粉じんに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</li> <li>5 調査期間等 原則として一年間</li> </ol>	<p>別表第二八中粉じん等の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。</p> <p>予測地点</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</li> <li>4 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</li> <li>5 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</li> <li>6 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態であり、適切に予測できる時期</li> </ol>
粉じん等	建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	<p>調査すべき情報</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象の状況</li> <li>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</li> <li>3 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</li> <li>4 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</li> <li>5 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</li> </ol>	<p>予測の基本的な手法</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</li> <li>2 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</li> <li>3 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</li> <li>4 予測対象時期等 自動車走行による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期</li> </ol>

騒音	建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行施設の稼働（機械等の稼働）	<p>別表第二八中騒音の部建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。</p>	<p>果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>一 調査すべき情報</p> <p>1 騒音の状況</p> <p>2 地表面の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>一 子測の基本的な手法</p> <p>音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>二 予測地点</p> <p>調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p> <p>施設の稼働が定常状態となる時期</p>
騒音	資材等の搬出入	<p>別表第二八中騒音の部建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>1 騒音の状況</p> <p>2 自動車走行が予想される道路の沿道状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>一 子測の基本的な手法</p> <p>音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>二 予測地点</p> <p>調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点</p>

振動	建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行施設の稼働（機械等の稼働）	<p>別表第二八中振動の部建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。</p>	<p>三 調査地域</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>一 調査すべき情報</p> <p>一 調査すべき情報</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>一 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地点</p> <p>調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p> <p>施設の稼働が定常状態となる時期</p>
振動	資材等の搬出入	<p>別表第二八中振動の部建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>一 予測の基本的な手法</p>

搬出入		水の汚れ 施設の稼働（排水）
<p>1 振動の状況</p> <p>2 地盤の状況</p>	<p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（振動の状況については、振動規制法施行規則別表第二備考四及び七に規定する振動の測定方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>化学的酸素要求量の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（化学的酸素要求量については、水質汚濁に係る環境基準に規定する測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p>
<p>振動レベルの八〇パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算</p>	<p>二 予測地域</p> <p>調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p> <p>自動車の走行による振動に係る環境影響が最大となる時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>調査地域のうち、化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p> <p>施設の稼働が定常状態となる時期</p>

土砂による水の濁り	しゅんせつ工	富栄養化 施設の稼働（排水）等
<p>化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>一 調査すべき情報</p> <p>浮遊物質量の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（浮遊物質量については、水質汚濁に係る環境基準に規定する測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>調査地域のうち、浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p> <p>しゅんせつ工により水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>	<p>別表第二八中土砂による水の濁りの部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。</p> <p>一 調査すべき情報</p> <p>全窒素及び全燐の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（全窒素及び全燐については、水質汚濁に係る環境基準に規定する測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>全窒素及び全燐の拡散の特性を踏まえて富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p>

水温	施設の稼働(温排水)	<p>栄養化に係る環境影響を受けるおそれがある と認められる地域</p> <p>四 調査地点 全窒素及び全燐の拡散の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 全窒素及び全燐の拡散の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>全窒素及び全燐の拡散の特性を踏まえて予測地域における富栄養化に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 施設の稼働が定常状態となる時期</p>
有害物質	しゅんせつ工	<p>一 調査すべき情報 有害物質に係る底質の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 しゅんせつ工を行う区域</p> <p>四 調査地点 調査地域における底質の状況を把握するために適切かつ効果的な地点</p>	<p>一 予測の基本的な手法 数値モデルによる数値計算又は水理模型実験</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、水温の拡散の特性及び流況特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがある と認められる地域</p> <p>三 予測地点 予測地域のうち、水温の拡散の特性及び流況特性を踏まえて水温に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 施設の稼働が定常状態となる時期</p>

流向及び流速	地形改変後の土地及び施設並びに並びに施設(稼働(温排水))	<p>五 調査期間等 原則として底質の状況を適切かつ効果的に把握できる時期に一回</p> <p>一 調査すべき情報 流況の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 流況特性を踏まえて流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがある と認められる地域</p> <p>四 調査地点 流況特性を踏まえて調査地域における流向及び流速に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 原則として一年間</p>	<p>物質の拡散の特性を踏まえて有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 しゅんせつ工による有害物質に係る環境影響が最大となる時期</p>
重要な地形及び地質	地形改変後の土地及び施設	<p>別表第二八中重要な地形及び地質の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。</p> <p>別表第二八中重要な地形及び地質の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。</p> <p>別表第二八中重要な地形及び注目すべき生息地(海)及び施設</p>	<p>別表第二八中重要な地形及び注目すべき生息地の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。</p> <p>別表第二八中重要な地形及び注目すべき生息地の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。</p> <p>別表第二八中重要な地形及び注目すべき生息地の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。</p>
海域に生息する動	地形改変後の土地	<p>一 調査すべき情報 魚等の遊泳動物、潮間帯生物(動物)、</p>	<p>一 予測の基本的な手法 海生動物及び干潟、藻</p>





<p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場</p>	<p>景観 主要な眺望 望点及び景観資源並びに主要な眺望</p>	<p>地域を特徴づける生態系 地形改変後の土地及び施設 地形改変後の土地及び施設</p>	<p>施設の稼働（温排水）</p>
<p>二 調査の基本的な手法</p>	<p>別表第二八中主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。</p>	<p>別表第二八中地域を特徴づける生態系の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。</p>	<p>評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>一 調査すべき情報</p> <p>1 海生植物の主な種類及び分布の状況</p> <p>2 干潟、藻場、さんご礁の分布及び当該場における植物の生育環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>水温の拡散の特性及び流況特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域及び冷却水の取水口前面</p> <p>四 調査地点</p> <p>植物の生育の特性を踏まえて調査地域における海生植物及び干潟、藻場、さんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>五 調査期間等</p> <p>植物の生育の特性を踏まえて調査地域における海生植物及び干潟、藻場、さんご礁における植物の生育環境への影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>
<p>一 予測の基本的な手法 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の程度を踏まえた事</p>	<p>一 予測の基本的な手法 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の程度を踏まえた事</p>	<p>一 予測の基本的な手法 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の程度を踏まえた事</p>	<p>一 予測の基本的な手法 海生植物及び干潟、藻場、さんご礁について、分布又は生育環境の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>調査地域のうち、植物の生育の特性を踏まえて海生植物及び干潟、藻場、さんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>植物の生育の特性を踏まえて海生植物及び干潟、藻場、さんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>

<p>二酸化炭素</p>	<p>産業廃棄物 発生</p>	<p>建設工事に伴う副産物の設置</p>	<p>に資材等の搬出入</p>
<p>施設の稼働（排出ガス）</p>	<p>別表第二八中建設工事に伴う副産物の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。</p>	<p>地形改変後の土地及び施設</p>	<p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行又は資材等の搬出入に使用する自動車の通行が予定される路線及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>
<p>二 予測地域</p>	<p>一 予測の基本的な手法 施設の稼働に伴い発生する産業廃棄物の種類ごとの発生の状況の把握</p> <p>二 予測地域</p> <p>三 予測対象時期等 施設稼働が定常な状態となる時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 施設の稼働に伴い発生する産業廃棄物の種類ごとの発生の状況の把握</p> <p>二 予測地域</p> <p>三 予測対象時期等 施設稼働が定常な状態となる時期</p>	<p>例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>

			<p>対象事業実施区域  予測対象時期等  三 施設の稼働が定常な状態となる時期</p>
備考	<p>一 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>二 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。</p> <p>三 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。</p> <p>四 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。</p> <p>五 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。</p> <p>六 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。</p> <p>七 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p>		

別表第三十七 一般廃棄物焼却施設事業に係る標準手法（現行）

標準項目	標準手法
環境要素の区分	調査の手法
影響要因の区分	予測の手法
硫黄酸化物	<p>一 予測の基本的な手法 大気拡散式（ブルーム式及びパフ式）に基づく理論計算</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて硫黄酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p>
施設稼働（排出ガス）	<p>一 調査すべき情報 二 酸化硫黄の濃度の状況</p> <p>二 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p>
窒素酸化物	<p>一 予測の基本的な手法 大気拡散式（ブルーム式及びパフ式）に基づく理論計算</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p>

環境要素	標準手法
浮遊粒子状物質	<p>一 調査すべき情報 二 浮遊粒子状物質の濃度の状況</p> <p>二 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>一 浮遊粒子状物質の濃度の状況 二 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて調査地域の把握できる地点</p> <p>二 調査地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 春夏秋冬ごとにそれぞれ一週間</p>
施設稼働（排出ガス）	<p>一 調査すべき情報 二 浮遊粒子状物質の濃度の状況</p> <p>二 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>一 浮遊粒子状物質の濃度の状況 二 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて調査地域の把握できる地点</p> <p>二 調査地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 春夏秋冬ごとにそれぞれ一週間</p>
廃棄物の搬出入	<p>一 調査すべき情報 二 浮遊粒子状物質の濃度の状況</p> <p>二 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>一 浮遊粒子状物質の濃度の状況 二 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて調査地域の把握できる地点</p> <p>二 調査地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 春夏秋冬ごとにそれぞれ一週間</p>
別表第二八中窒素酸化物の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	<p>一 予測の基本的な手法 大気拡散式（ブルーム式及びパフ式）に基づく理論計算</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて予測地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p>



水の汚れ	悪臭	搬出物の 搬出入	別表第三六中振動の部資材等の搬出入の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
施設の稼働(排水)	施設稼働(排出ガス)	<p>ける振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>る時期</p> <p>一 予測の基本的な手法 大気の拡散式(ブルーム式及びパプ式)に基づく理論計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 悪臭の拡散の特性を踏まえて予測地域における悪臭に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 焼却施設の稼働が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>
<p>一 調査すべき情報</p> <p>1 河川にあっては生物化学的酸素要求量の状況、海域又は湖沼にあっては化学的酸素要求量の状況</p> <p>2 河川にあってはその流量の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量の状況については、水質汚濁に係る環境基</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>1 悪臭の状況</p> <p>2 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(悪臭の状況については、悪臭防止法施行規則(昭和四十七年総理府令第三十九号)第一条又は第五条の規定により環境大臣が定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 悪臭の拡散の特性を踏まえて調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 春夏秋冬ごとにそれぞれ一週間</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>1 河川にあっては生物化学的酸素要求量について単純混合式を用いた理論計算</p> <p>2 海域又は湖沼にあっては化学的酸素要求量についてジョセフセンドナー式を用いた理論</p>	

土砂による水の濁り	切土工及び施設の設置等	別表第二八中土砂による水の濁りの部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	<p>準に定められた方法を用いられたものとする。</p> <p>( )の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間又は時期</p>	<p>二 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期</p>
重要な地形及び地質	地形改変後の土地及び施設存在	別表第二八中重要な地形及び地質の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。		
重要な種及び注目すべき生息地	地形改変後の土地及び施設存在	別表第二八中重要な種及び注目すべき生息地の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。		
重要な種及び群落	地形改変後の土地及び施設存在	別表第二八中重要な種及び群落の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。		
地域を特徴づける生態系	地形改変後の土地及び施設存在	別表第二八中地域を特徴づける生態系の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。		
主要な眺望点及び景観資源並びに主	地形改変後の土地及び施設存在	別表第二八中主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。		

要な眺望			
景観			
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	地形改変後の土地及び施設存在	別表第二八中主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	
建設工事に伴う副産物	切土工及び施設の設置等	別表第二八中建設工事に伴う副産物の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	
一般廃棄物	廃棄物の発生	一 予測の基本的な手法 施設の稼働に伴い発生する一般廃棄物の種類ごとの発生の状況の把握 二 予測地域 対象事業実施区域 三 予測対象時期等 施設の稼働が定常な状態となる時期	
二酸化炭素	施設の稼働（排出ガス）	別表第三六中二酸化炭素の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	
備考	<p>一 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>二 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。</p> <p>三 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。</p> <p>四 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。</p> <p>五 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。</p> <p>六 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。</p> <p>七 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p>		

別表第三十八 し尿処理施設事業に係る標準手法（現行）

標準項目	標準手法	
	調査の手法	予測の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	予測の手法
粉じん等	建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車	別表第二八中粉じん等の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
騒音	建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車	別表第二八中騒音の部建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
振動	建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車	別表第二八中振動の部建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
悪臭	建設の稼働	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>調査地域のうち、悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>悪臭の拡散の特性を踏まえて予測地域における</p>

水の汚れ	施設の稼働	別表第三七中水の汚れの部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	悪臭に係る環境影響を的確に把握できる地点
土砂による水の濁り	切土工及び処理施設の設置等	別表第二八中土砂による水の濁りの部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	四 予測対象時期等 施設の稼働が定常状態であり、適切に予測できる時期
重要な地形及び地質	地形改変後の土地及び施設存在	別表第二八中重要な地形及び地質の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	
重要な種及び注目すべき生息地	地形改変後の土地及び施設存在	別表第二八中重要な種及び注目すべき生息地の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	
重要な種及び群落	地形改変後の土地及び施設存在	別表第二八中重要な種及び群落の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	
地域を特徴づける生態系	地形改変後の土地及び施設存在	別表第二八中地域を特徴づける生態系の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変後の土地及び施設存在	別表第二八中主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	

<p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場</p>	<p>地形改変後の土地及び施設の存在</p>	<p>別表第二八中主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。</p>
<p>建設工事に伴う副産物の設置</p>	<p>切土工及び処理施設の設置</p>	<p>別表第二八中建設工事に伴う副産物の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。</p>
<p>一般廃棄物</p>	<p>廃棄物の発生</p>	<p>別表第三七中一般廃棄物の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。</p>
<p>備考</p> <p>一 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>二 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。</p> <p>三 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。</p> <p>四 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。</p> <p>五 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。</p> <p>六 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。</p> <p>七 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p>		



別表第三十九 産業廃棄物焼却施設事業に係る標準手法（現行）

標準項目	標準手法	
	調査の手法	予測の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
硫黄酸化物	施設の稼働（排出ガス）	別表第三七中硫黄酸化物の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
窒素酸化物	施設の稼働（排出ガス）	別表第三七中窒素酸化物の部施設の稼働（排出ガス）の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
浮遊粒子状物質	施設の稼働（排出ガス）	別表第三七中浮遊粒子状物質の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
粉じん等	建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第二八中粉じん等の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
有害物質	施設の稼働（排出ガス）	別表第三七中有害物質の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
騒音	建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第二八中騒音の部建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
廃棄物の搬出入	施設の稼働（排出ガス）	別表第三六中騒音の部資材等の搬出入の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。

振動	
建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第二八中振動の部建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
施設の稼働（機械等の稼働）	別表第三七中振動の部施設の稼働（機械等の稼働）の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
廃棄物の搬出入	別表第三六中振動の部資材等の搬出入の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
悪臭	別表第三七中悪臭の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
水の汚れ	別表第三七中水の汚れの部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
土砂による水の濁り	別表第二八中土砂による水の濁りの部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
重要な地形及び地質	別表第二八中重要な地形及び地質の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
重要な種及び注目すべき生息地	別表第二八中重要な種及び注目すべき生息地の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
重要な種及び群落	別表第二八中重要な種及び群落の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
地域を特徴づける生態系	別表第二八中地域を特徴づける生態系の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
主要な眺望点及び後の土地	別表第二八中主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。

	景観資源及び施設並びに主要な眺望	景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場の場	別表第二八中主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
	建設工事に伴う副産物	切土工及び施設の設置等	別表第二八中建設工事に伴う副産物の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	
	産業廃棄物	廃棄物の発生	別表第三六中産業廃棄物の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	
	二酸化炭素	施設の稼働（排出ガス）	別表第三六中二酸化炭素の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	
備考	<p>一 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>二 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。</p> <p>三 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。</p> <p>四 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。</p> <p>五 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。</p> <p>六 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。</p> <p>七 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p>			

別表第四十 最終処分場事業に係る標準手法（現行）

標準項目	標準手法
環境要素の区分	調査の手法
影響要因の区分	予測の手法
窒素酸化物	<p>一 調査すべき情報</p> <p>1 二酸化窒素の状況</p> <p>2 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文獻その他の資料及び現地調査による情報（二酸化窒素の状況については、二酸化窒素に係る環境基準に定める二酸化窒素の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地点</p> <p>窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>四 調査地点</p> <p>窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期又は時間帯</p>
埋立て	<p>一 調査すべき情報</p> <p>1 粉じん等の状況</p> <p>2 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>予測地域</p> <p>調査地域のうち、粉じん</p>
廃棄物の埋立て	<p>一 調査すべき情報</p> <p>1 粉じん等の状況</p> <p>2 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>予測地域</p> <p>調査地域のうち、粉じん</p>
粉じん等	<p>別表第二八中粉じん等の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。</p>

標準項目	標準手法
騒音	<p>文獻その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期又は時間帯</p> <p>予測対象時期等</p> <p>事業活動が定常状態になる時期</p>
振動	<p>別表第二八中騒音の部建設機械の稼働の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。</p> <p>別表第三六中騒音の部資材等の搬出入の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。</p> <p>別表第二八中騒音の部建設機械の稼働の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。</p> <p>別表第三六中騒音の部資材等の搬出入の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。</p> <p>別表第二八中振動の部建設機械の稼働の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。</p> <p>別表第三六中振動の部資材等の搬出入の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。</p>
搬入	<p>別表第二八中騒音の部建設機械の稼働の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。</p> <p>別表第三六中騒音の部資材等の搬出入の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。</p> <p>別表第二八中振動の部建設機械の稼働の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。</p> <p>別表第三六中振動の部資材等の搬出入の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。</p>

悪臭	水の汚れ	別表第三「八中悪臭の部標準」手法の欄に掲げる手法と同じ。	<p>一 予測の基本的な手法 生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>二 予測地点 調査地域のうち、流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p>
<p>最終処分場の存在及び廃棄物の埋立て</p>	<p>一 調査すべき情報 1 河川にあっては生物化学的酸素要求量の状況（当該調査時における流量の状況を含む）、海域又は湖沼にあっては化学的酸素要求量の状況</p> <p>2 流れの状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に定められた方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地点 流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間又は時期</p>	<p>一 調査すべき情報 1 濁度又は浮遊物質の状況（河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。）</p> <p>2 流れの状況</p> <p>3 土質の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（浮遊物質の状況については、水質汚濁に係る環境基準に定められた方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理</p>	<p>一 予測の基本的な手法 浮遊物質の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>二 予測地点 調査地域のうち、流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて土砂による水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p>
<p>土砂による水の濁り</p>	<p>切土工及び施設の設置等</p>	<p>一 予測の基本的な手法 浮遊物質の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>二 予測地点 調査地域のうち、流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて土砂による水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p>	<p>一 調査すべき情報 1 濁度又は浮遊物質の状況（河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。）</p> <p>2 流れの状況</p> <p>3 土質の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（浮遊物質の状況については、水質汚濁に係る環境基準に定められた方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理</p>

<p>悪臭</p>	<p>水質汚濁</p>	<p>別表第三「八中悪臭の部標準」手法の欄に掲げる手法と同じ。</p>	<p>三 予測地点 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p>
<p>最終処分場の存在及び廃棄物の埋立て</p>	<p>一 調査すべき情報 1 濁度又は浮遊物質の状況（河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。）</p> <p>2 流れの状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（浮遊物質の状況については、水質汚濁に係る環境基準に定められた方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地点 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間又は時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>二 予測地点 調査地域のうち、流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p>	<p>一 調査すべき情報 1 濁度又は浮遊物質の状況（河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。）</p> <p>2 流れの状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（浮遊物質の状況については、水質汚濁に係る環境基準に定められた方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地点 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間又は時期</p>
<p>土砂による水の濁り</p>	<p>切土工及び施設の設置等</p>	<p>一 予測の基本的な手法 浮遊物質の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>二 予測地点 調査地域のうち、流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて土砂による水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p>	<p>一 調査すべき情報 1 濁度又は浮遊物質の状況（河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。）</p> <p>2 流れの状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（浮遊物質の状況については、水質汚濁に係る環境基準に定められた方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理</p> <p>三 調査地点 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間又は時期</p>

			<p>息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。</p> <p>四 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。</p> <p>五 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。</p> <p>六 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。</p> <p>七 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p>
重要な地形及び地質	最終処分場の存在	別表第二八中重要な地形及び地質の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	
重要な種及び注目すべき生息地	最終処分場の存在及び廃棄物の埋立	別表第二八中重要な種及び注目すべき生息地の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	
重要な種及び群落及び群落	最終処分場の存在及び廃棄物の埋立	別表第二八中重要な種及び群落の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	
地域を特徴づける生態系	最終処分場の存在及び廃棄物の埋立	別表第二八中地域を特徴づける生態系の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	最終処分場の存在	別表第二八中主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場の場	最終処分場の存在及び廃棄物の埋立	別表第二八中主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	
建設工事に伴う副産物	切土工及び施設の設置等	別表第二八中建設工事に伴う副産物の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	
備考			
<p>一 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>二 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。</p> <p>三 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生</p>			

別表第四十一 公有水面の埋立又は干拓事業に係る標準手法（現行）

標準項目	標準手法	
	調査の手法	予測の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	別表第三七中窒素酸化物の部施設の稼働（排出ガス）の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
窒素酸化物	工場等における事業活動	別表第三六中窒素酸化物の部資材等の搬出入の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
粉じん等	建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第二八中粉じん等の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
騒音	建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第二八中騒音の部建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
振動	資材等の搬出入 建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第三六中騒音の部施設（機械等の稼働）の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。 別表第二八中振動の部建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
工場等における事業活動	別表第三六中振動の部施設の稼働（機械等の稼働）の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	

調査すべき情報	調査すべき情報	調査すべき情報
<p>水質汚濁</p> <p>埋立地及び施設の存在</p> <p>別表第三六中振動の部資材等の搬出入の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。</p>	<p>土砂による水の濁り</p> <p>堤防工及び護岸工並びに埋立工</p> <p>工場等における事業活動</p> <p>別表第三七中水の汚れの部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>1 河川にあつては生物化学的酸素要求量の状況（その調査時における流量の状況を含む。）、海域又は湖沼にあつては化学的酸素要求量の状況</p> <p>2 流れの状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>一 予測の基本的な手法</p> <p>生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>調査地域のうち、流域</p>

<p>重要な地 形及び地 質</p>	<p>埋立地及 び施設の 存在</p>	<p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>四 調査地点 流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における土砂による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における土砂による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>
<p>重要な種 及び注目 すべき生 息地</p>	<p>埋立地及 び施設の 存在</p>	<p>一 調査すべき情報 1 鳥類その他主な陸生動物及び主な水生動物に係る動物相の状況 2 動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 3 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地の状況及び生息環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>四 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>
<p>の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて土砂による水の濁りに係る環境影響を受けると認められる地域</p> <p>三 予測地点 流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における土砂による水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 工事に伴う土砂による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 動物の重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境</p>	

<p>重要な種 及び群落 存在</p>	<p>埋立地及 び施設の 存在</p>	<p>情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>五 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>一 予測の基本的な手法 植物の重要な種及び群落について、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を受けると認められる地域</p>
<p>重要な種 及び群落 存在</p>	<p>埋立地及 び施設の 存在</p>	<p>一 調査すべき情報 1 河川又は湖沼にあつては種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況、海域にあつては海藻類その他主な植物に係る植物相及び植生の状況 2 植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>四 調査地点 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>五 調査期間等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>
<p>地域を特徴づける生態系 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観</p>	<p>埋立地及 び施設の 存在</p>	<p>別表第二八中地域を特徴づける生態系の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。</p>

<p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場</p>	<p>埋立地及び施設の存在 別表第二八中主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。</p>
<p>建設工事に伴う副産物</p>	<p>堤防工及び護岸工 別表第二八中建設工事に伴う副産物の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。</p>
<p>備考</p> <p>一 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>二 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。</p> <p>三 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。</p> <p>四 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。</p> <p>五 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。</p> <p>六 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。</p> <p>七 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p>	



別表第四十二 下水道終末処理場事業に係る標準手法（現行）

標準項目	標準手法	
	調査の手法	予測の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
粉じん等	建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第二八中粉じん等の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
騒音	建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第二八中騒音の部建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
振動	建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第三六中騒音の部建設機械の稼働（機械等の稼働）の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。 別表第二八中振動の部建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
悪臭	施設の稼働	別表第三六中振動の部建設機械の稼働（機械等の稼働）の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。 別表第三八中悪臭の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
水の汚れ	施設の稼働	別表第三七中水の汚れの部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
土砂による水の濁り	切土工及び処理施設の設置等	別表第二八中土砂による水の濁りの部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
重要な地形及び地質	地形改変後の土地及び施設	別表第二八中重要な地形及び地質の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。

重要な種及び注目すべき生息地	地形改変後の土地及び施設	別表第二八中重要な種及び注目すべき生息地の部標準手法の欄に掲げる手法
重要な種及び注目すべき生息地	地形改変後の土地及び施設	別表第二八中重要な種及び注目すべき生息地の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
重要な種及び群落	後の土地及び施設	別表第二八中重要な種及び群落の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
地域を特徴づける生態系	地形改変後の土地及び施設	別表第二八中地域を特徴づける生態系の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望	地形改変後の土地及び施設	別表第二八中主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
主要な人と自然との触れ合いの活動の場の存在	地形改変後の土地及び施設	別表第二八中主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
建設工事に伴う副産物の設置	切土工及び処理施設の設置	別表第二八中建設工事に伴う副産物の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
産業廃棄物の発生	産業廃棄物の発生	別表第三六中産業廃棄物の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。

備考

一 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

二 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

三 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。

四 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。

五 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望

する場所をいう。

六 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

七 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

別表第四十三 土地区画整理事業に係る標準手法（現行）

環境要素の区分	標準項目	
	影響要因の区分	標準手法
窒素酸化物	自動車走行	別表第三六中窒素酸化物の部資材等の搬出入の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
粉じん等	建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第二八中粉じん等の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
騒音	自動車走行	別表第三六中粉じん等の部資材等の搬出入の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
	建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第二八中騒音の部建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
振動	建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第三六中騒音の部資材等の搬出入の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
	別表第二八中振動の部建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	
水の汚れ	宅地等における人の活動	別表第三七中水の汚れの部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
土砂による水の濁り	切土工及び盛土工等による造成工事	別表第二八中土砂による水の濁りの部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。

環境要素	影響要因	標準手法
重要な地形及び地質	地形改変及び工作物の存在	別表第二八中重要な地形及び地質の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
重要な種及び注目すべき生息地	地形改変及び工作物の存在	別表第二八中重要な種及び注目すべき生息地の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
重要な種及び群落	地形改変及び工作物の存在	別表第二八中重要な種及び群落の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
地域を特徴づける生態系	地形改変及び工作物の存在	別表第二八中地域を特徴づける生態系の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望	地形改変及び工作物の存在	別表第二八中主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	地形改変及び工作物の存在	別表第二八中主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
建設工事に伴う副産物	切土工及び盛土工等による造成工事並びに工作物の建設	別表第二八中建設工事に伴う副産物の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。

備考  
 一 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

- 二 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 三 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 四 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。
- 五 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 六 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 七 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

別表第四十四 新住宅市街地開発事業に係る標準手法（現行）

標準項目	標準手法	
	調査の手法	予測の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
窒素酸化物	自動車走行	別表第三六中窒素酸化物の部資材等の搬出入の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
粉じん等	建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第二八中粉じん等の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
騒音	自動車走行	別表第三六中粉じん等の部資材等の搬出入の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
	建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第二八中騒音の部建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
振動	建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第三六中騒音の部資材等の搬出入の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
	別表第二八中振動の部建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	
水の汚れる水の濁り	宅地等における人の活動	別表第三七中水の汚れの部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
土砂による水の濁り	切土工及び盛土工等による造成工事	別表第二八中土砂による水の濁りの部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。

備考	並びに工物の建設	
	設	建
重要な地形及び地質	地形改変及び工作物の存在	別表第二八中重要な地形及び地質の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
	重要な種及び注目すべき生息地	別表第二八中重要な種及び注目すべき生息地の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
重要な種及び注目すべき生息地	地形改変及び工作物の存在	別表第二八中重要な種及び群落の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
	後土地及び工作物の存在	別表第二八中地域を特徴づける生態系の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
生態系	地形改変及び工作物の存在	別表第二八中主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第二八中主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
	建設工事に伴う副産物	別表第二八中建設工事に伴う副産物の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。

備考  
この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

- 二 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 三 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 四 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。
- 五 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 六 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 七 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

別表第四十五 住宅団地造成事業に係る標準手法（現行）

標準項目	標準手法	
	調査の手法	予測の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
窒素酸化物	自動車走行	別表第三六中窒素酸化物の部資材等の搬出入の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
粉じん等	建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第二八中粉じん等の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
騒音	自動車走行	別表第三六中粉じん等の部資材等の搬出入の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
	建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第二八中騒音の部建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
振動	自動車走行	別表第三六中騒音の部資材等の搬出入の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
	建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第二八中振動の部建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
水の汚れる水の濁り	宅地等における人の活動	別表第三七中水の汚れの部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
	切土工及び盛土工等による造成工事	別表第二八中土砂による水の濁りの部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。

備考	並びに工物の建設	並びに工物の建設
この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。	重要な地形及び地質	別表第二八中重要な地形及び地質の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
	重要な種及び注目すべき生息地	別表第二八中重要な種及び注目すべき生息地の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
	重要な種及び群落	別表第二八中重要な種及び群落の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
	地域を特徴づける生態系	別表第二八中地域を特徴づける生態系の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望	別表第二八中主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	別表第二八中主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
	建設工事に伴う副産物	別表第二八中建設工事に伴う副産物の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。

- 二 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 三 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 四 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。
- 五 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 六 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 七 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。



別表第四十六 工業団地造成事業に係る標準手法（現行）

環境要素の区分	標準項目		標準手法
	影響要因の区分	調査の手法	
硫黄酸化物	工場及び事業場の稼働	別表第三七中硫黄酸化物の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	予測の手法
窒素酸化物	工場及び事業場の稼働	別表第三七中窒素酸化物の部施設の稼働（排出ガス）の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	
浮遊粒子状物質	工場及び事業場の稼働	別表第三七中浮遊粒子状物質の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	
	資材等の搬出入	別表第三六中窒素酸化物の部資材等の搬出入の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	
粉じん等	建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第二八中粉じん等の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	
	資材等の搬出入	別表第三六中粉じん等の部資材等の搬出入の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	
騒音	建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第二八中騒音の部建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	
	工場及び事業場の稼働	別表第三六中騒音の部施設の稼働（機械等の稼働）の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	
振動	資材等の搬出入	別表第三六中騒音の部資材等の搬出入の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	
	建設機械の稼働並びに資材及び機械	別表第二八中振動の部建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	

の運搬に用いる車両の運行	別表第三六中振動の部施設の稼働（機械等の稼働）の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
工場及び事業場の稼働	別表第三六中振動の部資材等の搬出入の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
資材等の搬出入	別表第三七中水の汚れの部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
工場及び事業場の稼働	別表第二八中土砂による水の濁りの部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
切土工及び盛土工等による造成工事並びに建築物の建設	別表第二八中重要な地形及び地質の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第二八中重要な種及び注目すべき生息地の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第二八中重要な種及び群落の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第二八中地域を特徴づける生態系の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第二八中主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
地形改変後の土地及び工作物の存在	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望	
景観	

<p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場</p>	<p>地形改変後の土地及び工作物の存在</p>	<p>別表第二八中主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。</p>
<p>建設工事に伴う副産物</p>	<p>切土工及び盛土工等による造成工事並びに工物の建設</p>	<p>別表第二八中建設工事に伴う副産物の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。</p>
<p>備考</p> <p>一 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>二 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。</p> <p>三 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。</p> <p>四 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。</p> <p>五 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。</p> <p>六 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。</p> <p>七 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p>		

別表第四十七 工場及び事業場事業に係る標準手法（現行）

標準項目	標準手法	
	調査の手法	予測の手法
環境要素の区分	別表第三六中騒音の部施設の稼働（機械等の稼働）の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	
硫黄酸化物	別表第三七中硫黄酸化物の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	
窒素酸化物	別表第三七中窒素酸化物の部施設の稼働（排出ガス）の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	
浮遊粒子状物質	工場及び事業場の稼働	別表第三七中浮遊粒子状物質の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
	資材等の搬出入	別表第三六中窒素酸化物の部資材等の搬出入の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
粉じん等	建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第二八中粉じん等の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
	資材等の搬出入	別表第三六中粉じん等の部資材等の搬出入の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
騒音	建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第二八中騒音の部建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
	工場及び事業場の稼働	別表第三六中騒音の部施設の稼働（機械等の稼働）の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
振動	建設機械の稼働並びに資材及び機械	別表第二八中振動の部建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
	資材等の搬出入	別表第三六中騒音の部資材等の搬出入の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。

の運搬に用いる車両の運行	別表第三六中振動の部施設の稼働（機械等の稼働）の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
工場及び事業場の稼働	別表第三六中振動の部資材等の搬出入の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
資材等の搬出入	別表第三七中水の汚れの部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
水の汚れ	別表第二八中土砂による水の濁りの部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
土砂による水の濁り	別表第二八中重要な地形及び地質の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
重要な地形及び地質	別表第二八中重要な地形及び注目すべき生息地の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
重要な種及び注目すべき生息地	別表第二八中重要な種及び群落の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
重要な種及び群落	別表第二八中地域を特徴づける生態系の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
地域を特徴づける生態系	別表第二八中主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望	

<p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場</p>	<p>地形改変後の土地及び工作物の存在</p>	<p>別表第二八中主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。</p>
<p>建設工事に伴う副産物</p>	<p>切土工及び盛土工等による造成工事並びに工物の建設</p>	<p>別表第二八中建設工事に伴う副産物の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。</p>
<p>産業廃棄物</p>	<p>工場及び事業場の稼働</p>	<p>別表第三六中産業廃棄物の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。</p>
<p>備考</p>	<p>一 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>二 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。</p> <p>三 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。</p> <p>四 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。</p> <p>五 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。</p> <p>六 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。</p> <p>七 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p>	

別表第四十八 流通業務団地造成事業に係る標準手法（現行）

環境要素の区分	標準項目	
	標準項目	標準手法
窒素酸化物	影響要因	調査の手法 予測の手法
粉じん等	資材等の搬出入	別表第三六中窒素酸化物の部資材等の搬出入の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
騒音	建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第二八中騒音の部建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
	資材等の搬出入	別表第三六中粉じん等の部資材等の搬出入の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
振動	建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第二八中振動の部建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
	資材等の搬出入	別表第三六中振動の部資材等の搬出入の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
土砂による水の濁り	切土工及び盛土工等による造成工事並びに建築物の建設	別表第二八中土砂による水の濁りの部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。

重要な地形及び地質	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第二八中重要な地形及び地質の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
重要な種及び注目すべき生息地	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第二八中重要な種及び注目すべき生息地の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
重要な種及び群落	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第二八中重要な種及び群落の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
地域を特徴づける生態系	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第二八中地域を特徴づける生態系の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第二八中主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第二八中主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
建設工事に伴う副産物	切土工及び盛土工等による造成工事並びに建築物の建設	別表第二八中建設工事に伴う副産物の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。

備考  
 一 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。  
 二 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。  
 三 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生

息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。

四 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。

五 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

六 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

七 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

別表第四十九 複合開発用地造成事業に係る標準手法（現行）

標準項目	標準手法	
	調査の手法	予測の手法
環境要素の区分	別表第三六中騒音の部施設の稼働（機械等の稼働）の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	
硫黄酸化物	別表第三七中硫黄酸化物の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	
窒素酸化物	別表第三七中窒素酸化物の部施設の稼働（排出ガス）の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	
浮遊粒子状物質	別表第三七中浮遊粒子状物質の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	
粉じん等	別表第二八中粉じん等の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	
騒音	別表第二八中騒音の部建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	
振動	建設機械及び資材並びに機械	別表第三六中騒音の部資材等の搬出入の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
	建設機械及び資材並びに機械	別表第二八中振動の部建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。

の運搬に用いる車両の運行	別表第三六中振動の部施設の稼働（機械等の稼働）の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
工場及び事業場の稼働	別表第三六中振動の部資材等の搬出入の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
資材等の搬出入	別表第三七中水の汚れの部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
工場及び事業場の稼働	別表第二八中土砂による水の濁りの部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
切土工及び盛土工等による造成工事並びに建築物の建設	別表第二八中重要な地形及び地質の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
重要な地形及び地質	別表第二八中重要な種及び注目すべき生息地の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
重要な種及び注目すべき生息地	別表第二八中重要な種及び群落の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
重要な種及び群落	別表第二八中重要な種及び群落の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
地域を特徴づける生態系	別表第二八中地域を特徴づける生態系の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望	別表第二八中主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。

<p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場の場</p>	<p>地形改変後の土地及び工作物の存在</p>	<p>別表第二八中主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。</p>
<p>建設工事に伴う副産物</p>	<p>切土工及び盛土工等による造成工事並びに工物の建設</p>	<p>別表第二八中建設工事に伴う副産物の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。</p>
<p>備考</p> <p>一 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>二 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。</p> <p>三 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。</p> <p>四 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。</p> <p>五 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。</p> <p>六 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。</p> <p>七 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p>		



別表第五十 レクリエーション施設事業に係る標準手法（現行）

環境要素の区分	標準項目	
	標準項目	標準手法
窒素酸化物	自動車等の走行	別表第三六中窒素酸化物の部資材等の搬出入の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
粉じん等	建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第二八中粉じん等の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
騒音	自動車等の走行	別表第三六中粉じん等の部資材等の搬出入の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
	建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第二八中騒音の部建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
振動	建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第二八中振動の部建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
	自動車等の走行	別表第三六中騒音の部資材等の搬出入の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
水の汚れ	施設の利用	別表第三七中水の汚れの部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
土砂による水の濁り	切土工及び盛土工等による造成工事並びに工	別表第二八中土砂による水の濁りの部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。

重要な地形及び地質	重要な種及び群落	重要な種及び注目すべき生息地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	備考	
							設	物の建
重要な地形及び地質の存在	重要な種及び注目すべき生息地の存在	重要な種及び注目すべき生息地の存在	地域を特徴づける生態系の存在	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の存在	主要な人と自然との触れ合いの活動の場の存在	建設工事に伴う副産物の存在	設	物の建
別表第二八中重要な地形及び地質の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	別表第二八中重要な種及び注目すべき生息地の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	別表第二八中重要な種及び注目すべき生息地の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	別表第二八中地域を特徴づける生態系の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	別表第二八中主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	別表第二八中主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	別表第二八中建設工事に伴う副産物の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。		

備考  
 「この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。」  
 「この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、そ

れぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

三 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。

四 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。

五 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

六 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

七 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

別表第五十一 ゴルフ場事業に係る標準手法（現行）

標準項目	標準手法	
	調査の手法	予測の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
窒素酸化物	自動車走行	別表第三六中窒素酸化物の部資材等の搬出入の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
粉じん等	建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第二八中粉じん等の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
騒音	建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第二八中騒音の部建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
	自動車走行	別表第三六中粉じん等の部資材等の搬出入の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
振動	建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第二八中振動の部建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
	自動車走行	別表第三六中騒音の部資材等の搬出入の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
水の汚れ	ゴルフ場の供用	一 調査すべき情報 1 河川にあっては生物化学的酸素要求量の状況及び農業の濃度の状況、海域又は湖沼にあっては化学的酸素要求量の状況及び農業の濃度の状況 2 河川にあってはその流量の状況 二 調査の基本的な手法
		一 予測の基本的な手法 1 河川にあっては生物化学的酸素要求量及び農業の濃度について事例の引用若しくは解析 2 海域又は湖沼にあっては化学的酸素要求量

土砂による水の濁り	切土工及び盛土工等による造成工事並びに建築物の建設	別表第二八中土砂による水の濁りの部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	文献その他の資料及び現地調査による情報（生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に定められた方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 二 調査地域 流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 四 調査地点 流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間又は時期
重要な地形及び地質	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第二八中重要な地形及び地質の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	及び農業の濃度について事例の引用又は解析 二 調査地域のうち、流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期
重要な種及び注目すべき生息地	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第二八中重要な種及び注目すべき生息地の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	
重要な種及び群落	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第二八中重要な種及び群落の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	
地域を特徴づける地形改変	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第二八中地域を特徴づける生態系の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	

徴づける生態系	後の土地及び工作物の存在	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第二八中主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第二八中主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
建設工事に伴う副産物	切土工及び盛土工等による造成工事並びに工作物の建設	別表第二八中建設工事に伴う副産物の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
備考	<p>一 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>二 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。</p> <p>三 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。</p> <p>四 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。</p> <p>五 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。</p> <p>六 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。</p> <p>七 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p>	

別表第五十二 スキー場事業に係る標準手法（現行）

標準項目	標準手法	
	調査の手法	予測の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
窒素酸化物	自動車の走行	別表第三六中窒素酸化物の部資材等の搬出入の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
粉じん等	建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第二八中粉じん等の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
騒音	建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第二八中騒音の部建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
	自動車の走行	別表第三六中粉じん等の部資材等の搬出入の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
振動	建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第二八中振動の部建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
	自動車の走行	別表第三六中騒音の部資材等の搬出入の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
水の汚れ	スキー場の供用	一 調査すべき情報 1 河川にあっては生物化学的酸素要求量の状況、海域又は湖沼にあっては化学的酸素要求量の状況 2 河川にあってはその流量の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報  一 予測の基本的な手法 1 河川にあっては生物化学的酸素要求量について事例の引用若しくは解析 2 海域又は湖沼にあっては化学的酸素要求量

土砂による水の濁り	切土工及び盛土工等による造成工事並びに建築物の建設	別表第二八中土砂による水の濁りの部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	（生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に定められた方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 二 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 三 予測地点 流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 四 事業活動が定常状態になる時期
重要な地形及び地質	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第二八中重要な地形及び地質の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	
重要な種及び注目すべき生息地	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第二八中重要な種及び注目すべき生息地の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	
重要な種及び群落	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第二八中重要な種及び群落の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	
地域を特徴づける	地形改変後の土地	別表第二八中地域を特徴づける生態系の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	

生態系	及び工作物の存在	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第二八中主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第二八中主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
建設工事に伴う副産物	切土工及び盛土工等による造成工事並びに工作物の建設	別表第二八中建設工事に伴う副産物の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
備考	一 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。 二 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。 三 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。 四 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。 五 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。 六 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。 七 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。	

別表第五十三 土石の採取事業に係る標準手法（現行）

環境要素の区分	標準項目	
	影響要因の区分	標準手法
窒素酸化物	プラント及び建設機械の稼働	別表第三四中窒素酸化物の部建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
粉じん等	土石の搬出入	別表第三六中窒素酸化物の部資材等の搬出入の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
	建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第二八中粉じん等の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
騒音	建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第二八中騒音の部建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
	土石の搬出入	別表第三六中粉じん等の部資材等の搬出入の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
振動	建設機械の稼働並びに資材及び機械の稼働	別表第二八中振動の部建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
	土石の搬出入	別表第三六中騒音の部資材等の搬出入の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。

の運搬に用いる車両の運行	別表第二八中振動の部建設機械の稼働の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
プラント及び建設機械の稼働	別表第三六中振動の部資材等の搬出入の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
土石の搬出入	別表第二八中土砂による水の濁りの部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
土砂による水の濁り	別表第二八中重要な地形及び地質の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
重要な地形及び地質	別表第二八中重要な種及び注目すべき生息地の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
重要な種及び注目すべき生息地	別表第二八中重要な種及び群落の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
重要な種及び群落	別表第二八中地域を特徴づける生態系の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
地域を特徴づける生態系	別表第二八中主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。
主要な眺望点及び	

景観資源 並びに主 要な眺望 景観	の建設		主要な人 と自然と の触れ合 いの活動 の場	建設工事 に伴う副 産物	備考
	取	土石の採			
	取	土石の採	別表第二八中主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	別表第二八中建設工事に伴う副産物の部標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	<p>備考</p> <p>一 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>二 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。</p> <p>三 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。</p> <p>四 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。</p> <p>五 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。</p> <p>六 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。</p> <p>七 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p>



別表第五十四 港湾計画に係る標準手法（現行）

標準項目	標準手法
<p>環境要素の区分</p> <p>影響要因</p>	<p>調査の手法</p> <p>予測の手法</p>
<p>窒素酸化物</p> <p>域施設又は係留施設の供用、主要な旅客施設、荷さばき施設又は保管施設の供用及び主要な臨港交通施設の供用</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>二 二酸化窒素の濃度の状況</p> <p>三 気象の状況</p> <p>四 調査の基本的な手法</p> <p>五 文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたいとする。）の収集（資料により十分に情報を収集できる場合にあつては、現地調査による情報の収集を除く。）並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>一 二酸化窒素の濃度の状況</p> <p>二 二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法</p> <p>三 風の状況</p> <p>四 気象業務法施行規則第一条の二の表第一号トに規定する風の観測の方法（気象庁が観測した場合に限る。）又は同規則第一条の三の表第六号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法</p> <p>五 調査地点</p> <p>六 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>七 調査期間等</p> <p>八 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>九 調査すべき情報</p> <p>一〇 騒音の状況</p> <p>一一 対象港湾計画に定められる道路の沿道の</p>
<p>騒音</p> <p>主要な臨港交通施設の供用</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>二 大気の拡散式（ブルー公式及びパフ式）による計算</p> <p>三 予測地域</p> <p>四 調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る港湾環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>五 予測地点</p> <p>六 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る港湾環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>七 予測対象時期等</p> <p>八 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る港湾環境影響を的確に把握できる時期</p>

状況	予測地域
<p>二 調査の基本的な手法</p> <p>三 文献その他の資料及び現地調査による情報（騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたいとする。）の収集（資料により十分に情報を収集できる場合にあつては、現地調査による情報の収集を除く。）並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>四 調査地点</p> <p>五 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る港湾環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>六 調査期間等</p> <p>七 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>八 調査の基本的な手法</p> <p>九 地盤の状況</p> <p>一〇 調査の基本的な手法</p> <p>一一 文献その他の資料及び現地調査による情報（振動の状況については、振動規制法施行規則別表第二備考四及び七に規定する振動の測定の方法を用いられたいとする。）の収集（資料により十分に情報を収集できる場合にあつては、現地調査による情報の収集を除く。）並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>一二 調査地点</p> <p>一三 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る港湾環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>一四 調査の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る港湾環境影響を的確に把握できる地点</p>	<p>二 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る港湾環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>四 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る港湾環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>五 予測対象時期等</p> <p>六 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る港湾環境影響を的確に把握できる時期</p> <p>七 予測の基本的な手法</p> <p>八 振動レベルの八〇パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算</p> <p>九 予測地域</p> <p>一〇 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る港湾環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>一一 予測地点</p> <p>一二 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る港湾環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>一三 予測対象時期等</p>
<p>振動</p> <p>主要な臨港交通施設の供用</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>二 振動の状況</p> <p>三 地盤の状況</p> <p>四 調査の基本的な手法</p> <p>五 文献その他の資料及び現地調査による情報（振動の状況については、振動規制法施行規則別表第二備考四及び七に規定する振動の測定の方法を用いられたいとする。）の収集（資料により十分に情報を収集できる場合にあつては、現地調査による情報の収集を除く。）並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>六 調査地点</p> <p>七 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る港湾環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 調査期間等</p> <p>九 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>一〇 調査の基本的な手法</p> <p>一一 地盤の状況</p> <p>一二 調査の基本的な手法</p> <p>一三 文献その他の資料及び現地調査による情報（振動の状況については、振動規制法施行規則別表第二備考四及び七に規定する振動の測定の方法を用いられたいとする。）の収集（資料により十分に情報を収集できる場合にあつては、現地調査による情報の収集を除く。）並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>一四 調査地点</p> <p>一五 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る港湾環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>一六 調査の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る港湾環境影響を的確に把握できる地点</p>

<p>重要な地形及び地質</p>	<p>水の汚れ</p>	
<p>主要な水域施設の存在、主要な外郭施設の存在及び埋</p>	<p>主要な水域施設の存在、主要な外郭施設の存在及び埋</p>	
<p>一 調査すべき情報 1 地形及び地質の概況 2 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報</p>	<p>一 調査すべき情報 1 化学的酸素要求量の状況 2 流れの状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報 (化学的酸素要求量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する化学的酸素要求量の測定の方法を用いたものとする。) の収集(資料により十分に情報を収集できる場合にあつては、現地調査による情報の収集を除く。)並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 海域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る港湾環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 海域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 海域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>ける振動に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>
<p>一 予測の基本的な手法 重要な地形及び地質について、分布又は成立環境の程度を踏まえた事例の引用又は解析 二 予測地域</p>	<p>一 予測の基本的な手法 化学的酸素要求量の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析 二 予測地域 調査地域のうち、海域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る港湾環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測地点 海域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る港湾環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 海域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る港湾環境影響を的確に把握できる時期</p>	<p>振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る港湾環境影響を的確に把握できる時期</p>

<p>重要な種及び注目すべき生息地</p>	<p>主要な水域施設の存在、主要な外郭施設の存在及び埋</p>	<p>立地の存在</p>
<p>五 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p>	<p>一 調査すべき情報 1 鳥類及び主な水生動物に係る動物相の状況 2 動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 3 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集(資料により十分に情報を収集できる場合にあつては、現地調査による情報の収集を除く。)並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 港湾計画開発等区域及びその周辺の区域 四 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p>	<p>の収集(資料により十分に情報を収集できる場合にあつては、現地調査による情報の収集を除く。)並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 港湾計画開発等区域及びその周辺の区域 四 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期</p>
<p>三 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る港湾環境影響を的確に把握できる時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 動物の重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の程度を踏まえた事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る港湾環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測対象時期等 地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る港湾環境影響を的確に把握できる時期</p>	<p>調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る港湾環境影響を的確に把握できる時期</p>

重要な種及び群落	主要な水域施設の存在、主要な外郭施設の存在及び埋立地の存在	<p>要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>一 調査すべき情報</p> <p>1 海藻類その他主な植物に係る植物相及び植生の状況</p> <p>2 植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集(資料により十分に情報を収集できる場合にあつては、現地調査による情報の収集を除く。)並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>植物の重要な種及び群落について、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>
地域を特徴づける生態系	主要な水域施設の存在、主要な外郭施設の存在及び埋立地の存在	<p>一 調査すべき情報</p> <p>1 動植物その他の自然環境に係る概況</p> <p>2 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集(資料により十分に情報を収集できる場合にあつては、現地調査による情報の収集を除く。)並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等</p>

主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な外郭施設の存在及び埋立地の存在	<p>等に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>五 調査期間等</p> <p>動植物その他の自然環境の特性及び注目種等に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>一 調査すべき情報</p> <p>1 主要な眺望点の状況</p> <p>2 景観資源の状況</p> <p>3 主要な眺望景観の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集(資料により十分に情報を収集できる場合にあつては、現地調査による情報の収集を除く。)並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>主要な眺望点の状況、景観資源の状況及び主要な眺望景観の状況を適切に把握できる地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>五 調査期間等</p> <p>景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>主要な眺望点及び景観資源についての分布の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析並びに主要な眺望景観についての視覚的な表現方法</p> <p>二 予測地域</p> <p>調査地域のうち、景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る港湾環境影響を的確に把握できる時期</p>
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	主要な水域施設の存在、主要な外郭施設の存在及び埋立地の存在	<p>一 調査すべき情報</p> <p>1 人と自然との触れ合いの活動の場の概況</p> <p>2 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集(資料により十分に情報を収集できる場合にあつては、現地調査による情報の収集を除く。)並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場の概況を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場を適切に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p>

<p>立地の存在</p>	<p>の収集（資料により十分に情報を収集できる場合にあつては、現地調査による情報の収集を除く。）並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 港湾計画開発等区域及びその周辺の区域</p> <p>四 調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場の特徴を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 人と自然との触れ合いの活動の場の特徴を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>二 予測地域 調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特徴を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等 人と自然との触れ合いの活動の場の特徴を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る港湾環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>備考</p> <p>一 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。</p> <p>二 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。</p> <p>三 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。</p> <p>四 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。</p> <p>五 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。</p> <p>六 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p>		